

足寄町農業委員会
第15回総会会議録

自 令和 8 年 5 月 2 5 日

至 令和 8 年 5 月 2 5 日

足寄町農業委員会

令和8年5月25日 第15回足寄町農業委員会総会を足寄消防署団員会議室にて招集

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時11分

1 出席委員

3番 上妻良一	4番 佐藤伸哉	6番 人見華代
7番 遠國和宏	8番 大平哲信	9番 葛西香織
10番 (欠番)	12番 松田博幸	

2 欠席委員

1番 伊藤力	2番 兼古照夫	5番 餌取靖徳
11番 宮口孝治		

3 議事に参与するもの

事務局長	野田 誠
事務局次長	留田 篤史
総務主任	小尾 直一

○議事日程

日程第 1	会期の決定について
日程第 2	会議録署名委員の指名について
日程第 3	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について
日程第 4	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について
日程第 5	議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について
日程第 6	議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について
日程第 7	議案第4号 土地の現況証明書下付について
追加日程第1	議案第1号 足寄町農業委員会委員の選任について
追加日程第2	議案第2号 足寄町農業委員会会長職務代理の選任について

第15回農業委員会総会

令和8年5月25日

開会 午後 1時30分

(開 会)

○議長 ただいまから、令和8年度第15回足寄町農業委員会総会を開催します。

本日は、1番伊藤 力委員、2番兼古照夫委員、5番餌取靖徳委員、11番宮口孝治が欠席です。

(会期の決定)

○議長 「会期の決定について」を議題とします。お諮りをします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、本日1日と決定します。

(署名委員の指名)

○議長 「会議録署名委員の指名について」を議題とします。足寄町農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、本日の議事録署名委員の指名については、6番人見華代委員、7番 遠國和宏委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

(報告第1号)

○議長 「報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（相続）について、ご説明申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地

の権利移動（相続）について、相続人より通知がありましたので、報告します。

1番を説明します。本件は、夫の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和7年6月7日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

2番を説明します。本件は、母の死亡による相続で、相続人の住所・氏名は、記載のとおりです。

権利を取得した日は、令和8年3月5日で、土地の所在、面積等は記載のとおりです。

なお、本農地について、あっせんの希望はありません。

以上で、報告を終わります。

○議長 本件について、ただいま事務局長の説明のとおりです。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、これで報告済みとします。

(議案第1号)

○議長 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第1号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約について、ご説明申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について、貸主、借主より通知があったので、農地法第18条第1項ただし書の規定に該当するか、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年3月31日で、土地の引渡期日も令和8年3月31日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

2番を説明します。本件は、普通畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年3月31日で、土地の引渡期日も令和8年3月31日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

3番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和7年1月7日で、土地の引渡期日も令和7年1月7日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

4番を説明します。本件は、牧草畑を貸主、借主双方合意により解約するもので、土地の表示等につきましては、記載のとおりです。

通知書によりますと、合意による解約日は令和8年2月27日で、土地の引渡期日も令和8年2月27日です。

本件について、合意による解約日が引き渡すことになる日の6箇月以内に成立しています。

従って、農地法第18条第1項ただし書の規定に基づき合意解約がなされているため、賃貸借の解約が成立していると判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

次に、3番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3番については、原案のとおり決定します。

次に、4番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、4番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって4番については、原案のとおり決定します。

(議案第2号)

○議長 「議案第2号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第2号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請のあった譲渡人、譲受人について、農地法施行規則第10条の規定により、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。

譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町大誉地34番1ほか1筆の計2筆です。

地目につきましては、公簿は畑、牧場で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、153,580㎡の内、畑が64,219㎡、採草放牧地が8

9,361㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては農地を取得するものです。

申請によりますと、売買金額は

円、10アール当たり

円となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

2番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府395番1ほか1筆の計2筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、49,672㎡の内、畑が21,603㎡、採草放牧地が28,069㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

3番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町茂足寄19番1ほか9筆の計10筆です。

地目につきましては、公簿、現況共に畑です。

面積につきましては、81,488㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人に

おきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

4番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別407番9ほか1筆の計2筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑で現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、4,642㎡の内、畑が3,149㎡、採草放牧地が1,493㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

5番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1334番1ほか1筆の計2筆です。

地目につきましては、公簿は牧場、畑で現況は畑です。

面積につきましては、177,163㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

6番を説明します。譲渡人、譲受人の住所、氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町上利別159番5ほか6筆の計7筆です。

地目につきましては、公簿は原野、畑、宅地、雑種地、牧場で、現況は畑、採草放牧地です。

面積につきましては、62,433.1㎡の内、畑が36,815㎡と採草放牧地が9,478㎡です。

次に、この移転の理由ですが、譲渡人におきましては、所有していた農地の処分を行い、譲受人におきましては賃借している農地を取得するものです。

申請によりますと、贈与となっています。

譲受人は農地法第3条第2項の各号には該当していないため、許可要件をすべて満たすと判断しました。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件について、現地調査委員長から調査報告並びに補足説明をお願いします。

6番、人見華代現地調査委員長、及び4番、佐藤伸哉委員長。

○人見現地調査委員長 1番と6番について、4月9日、私と餌取委員、大平委員、事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○佐藤現地調査委員長 2番から5番について、5月14日、私と兼古委員、人見委員、

事務局で現地調査を実施し、周辺農地への影響がないことを確認しました。

なお、詳細については、事務局長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1 番については、原案のとおり決定します。

次に、2 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2 番については、原案のとおり決定します。

次に、3 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3 番については、原案のとおり決定します。

次に、4 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、4 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって4 番については、原案のとおり決定します。

次に、5 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、5 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって5 番については、原案のとおり決定します。

次に、6 番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、6 番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって6 番については、原案のとおり決定します。

(議案第3号)

○議長 「議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画案を定めるべき旨の要請について、ご説明申し上げます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地利用集積等促進計画案に定める農用地等の内容を、公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて、ご審議をお願いするものです。

1 番を説明します。本件は、土地売買等事業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上利別
159番1ほか13筆の計14筆です。

地目につきましては、公簿は畑、山林、原
野、現況は畑です。

面積につきましては、86,405㎡で
す。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係
は、普通畑を売買により所有権の移転を行
おうとするもので、所有権の移転時期等につ
きましては記載のとおりです。

売買金額は、円、10
アール当たり円で、支払方法等
は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるた
め、農業経営基盤強化促進法第21条に基づ
き、農地中間管理機構への利用権の設定等
を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第18条第5項の要件をすべて満たし
ており、この売買は適法と判断しました。

2番を説明します。本件は、土地売買等事
業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、
下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等
を受ける者の住所氏名等につきましては、記
載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町鷺府3
96番1の1筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は畑で
す。

面積につきましては、24,836㎡で
す。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係
は、牧草畑を売買により所有権の移転を行
おうとするもので、所有権の移転時期等につ
きましては記載のとおりです。

売買金額は、円、10
アール当たり円で、支払方法等

は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるた
め、農業経営基盤強化促進法第21条に基づ
き、農地中間管理機構への利用権の設定等
を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第18条第5項の要件をすべて満たし
ており、この売買は適法と判断しました。

3番を説明します。本件は、土地売買等事
業による即売りタイプです。

上段が農地中間管理機構による買い入れ、
下段が同機構による売り渡しとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等
を受ける者の住所氏名等につきましては、記
載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町共栄町
167番6ほか8筆の計9筆です。

地目につきましては、公簿は畑、原野、山
林で、現況は畑です。

面積につきましては、31,514㎡で
す。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係
は、普通畑を売買により所有権の移転を行
おうとするもので、所有権の移転時期等につ
きましては記載のとおりです。

売買金額は、円、10
アール当たり円で、支払方法
等は、記載のとおりです。

本件は、地域計画区域内の農用地であるた
め、農業経営基盤強化促進法第21条に基づ
き、農地中間管理機構への利用権の設定等
を行うものです。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関す
る法律第18条第5項の要件をすべて満たし
ており、この売買は適法と判断しました。

4番を説明します。本件は、公益財団法人
北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃
借していた農地の売り払いを受ける案件で
す。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

5番を説明します。本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

6番を説明します。本件は、公益財団法人北海道農業公社から農地保有合理化事業で賃借していた農地の売り払いを受ける案件です。

詳細につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明を省略します。

受け手は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この売買は適法と判断しました。

7番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町茂足寄28番6の1の1筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、65,377㎡の内、54,300㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につつま

しては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

8番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町中足寄95番7の1ほか6筆の計7筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、50,232㎡の内、25,242㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

9番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町上足寄本町2番2の1ほか4筆の計5筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、64,452㎡のう

ち、46, 016㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番については、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番については、原案のとおり決定します。

次に、3番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、3番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって3番については、原案のとおり決定します。

次に、4番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、4番について採決しま

す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって4番については、原案のとおり決定します。

次に、5番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、5番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって5番については、原案のとおり決定します。

次に、6番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、6番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって6番については、原案のとおり決定します。

次に、7番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、7番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって7番については、原案のとおり決定します。

次に、8番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、8番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって8番については、原案のとおり決定します。

次に、9番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、9番について採決しま

す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって9番については、原案のとおり決定します。

10番につきましては、上妻良一委員が利用権設定関係者となっています。

農業委員会等に関する法律第31条及び足寄町農業委員会会議規則第12条の規定に基づく議事参与の制限により、本件議案の審議開始から終了まで退席をお願いします。審議終了後、入室、着席して下さい。

暫時、休憩します。

午後1時53分 休憩

上妻委員退室

午後1時53分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

10番を説明します。

事務局長。

○事務局長 10番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町螺湾本町74番4ほか6筆の計7筆です。

地目につきましては、公簿は雑種地、畑、山林で、現況は畑です。

面積につきましては、61, 660㎡の内、45, 688㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。10番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、10番について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって10番については、原案のとおり決定します。

暫時、休憩します。

午後1時55分 休憩

上妻委員入室

午後1時56分 再開

○議長 休憩を閉じ、会議を再開します。

11番を説明します。

事務局長。

○事務局長 11番を説明します。本件は、農地中間管理事業による賃貸についてです。

上段が農地中間管理機構による借り入れ、下段が同機構による貸し付けとなっています。

利用権の設定等をする者、利用権の設定等を受ける者の住所氏名等につきましては、記載のとおりです。

土地の所在につきましては、足寄町平和214番2ほか3筆の計4筆です。

地目につきましては、公簿及び現況は共に畑です。

面積につきましては、74, 973㎡のうち、69, 857㎡です。

利用権の設定等の種類・内容・法律関係は、普通畑を賃貸借により利用権の設定を行うとするもので、利用権の期間等につきましては記載のとおりです。

借受人は、受け手として農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をすべて満たしており、この使用貸借は適法と判断しました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、
よろしくをお願いします。

○議長 本件については、ただいま事務局長
の説明のとおりです。11番について質疑は
ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、11番について採決しま
す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって11番
については、原案のとおり決定します。

議案第3号の1番から11番につきましては
は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促
進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同
機構にて促進計画案のとおりに認可申請され
れば、会長専決により即日公告をおこないま
す。

(議案第4号)

○議長 「議案第4号 土地の現況証明書下
付について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました議案
第4号、土地の現況証明書下付について、ご
説明申し上げます。

農地法関係事務処理要領の規定に基づき、
土地の現況証明について、現況証明書を下付
したく、ご審議をお願いするものです。

1番を説明します。願出人、所有者の住所
氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町鷺府3
93番1ほか6筆の計7筆です。

本件の公簿地目は牧場、畑で、地目変更登
記を目的に証明を求めるものです。

2番を説明します。願出人、所有者の住所
氏名につきましては記載のとおりです。

土地の表示につきましては、足寄町芽登1
334番5の1筆です。

本件の公簿地目は畑で、地目変更登記を目

的に証明を求めるものです。

以上で、説明を終わります。ご審議のほ
ど、よろしくをお願いします。

○議長 本件につきまして、現地調査委員長
から調査報告並びに補足説明をお願いしま
す。4番、佐藤伸哉現地調査委員長。

○佐藤現地調査委員長 本件は、5月14
日、私と兼古委員、人見委員、事務局で現地
確認を行いました。

現地は、山林原野等の様相であることか
ら、農地及び採草放牧地以外であると確認し
ました。なお、詳細につきましては、事務局
長の説明のとおりです。

以上で、報告・説明を終わります。

○議長 本件については、ただいま事務局長
並びに現地調査委員長の説明のとおりです。

1番について質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、1番について採決しま
す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって1番に
ついては、原案のとおり決定します。

次に、2番について質疑はございませ
んか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、2番について採決しま
す。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。したがって2番に
ついては、原案のとおり決定します。

暫時休憩します。

午後2時1分 休憩

午後2時2分 再開

(追加議事日程)

○議長 お諮りをします。お手元の追加議案
を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、
審議することになしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定します。

(追加議案第1号)

○議長 「追加議案第1号 足寄町農業委員会委員の辞任について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました追加議案第1号、足寄町農業委員会委員の辞任について、ご説明申し上げます。

11番宮口孝治委員から令和8年5月31日をもって辞任したい旨の届出があり、任命権者であります、足寄町長から農業委員会委員の辞任についての諮問がされました。

農業委員会等に関する法律第13条第1項で、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されており、辞任について正当な事由があること、また市町村長及び農業委員会の同意があれば辞任は認められることになります。

宮口委員の辞任の事由は、一身上の都合によるものです。辞任はやむを得ないものと判断され、農業委員会の同意につきましては、ご本人を除く総会出席委員の過半数の賛成が必要となります。また、市町村長の同意につきましては、農業委員会の同意が得られましたら、本総会終了後、農業委員会会長より文書で答申し、町長から同意を頂くことになります。

なお、宮口委員の辞任に伴い委員数は11名から10名に減となることから、足寄町農業委員会の委員選任に関する規程第9条の規定に基づき、今後、委員の補充を行うことになりますのでご了承願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 本件については、ただいま事務局長の説明のとおりです。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 無ければ、足寄町農業委員会委員の辞任について採決します。賛成の委員は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。よって、足寄町農業委員会委員の辞任については、同意することに決定しました。

続きまして、委員の欠員に伴う議席番号の取扱いにつきましては、11番をそのまま欠番とすることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 異議がないようですので、11番は欠番とします。

(追加議案第2号)

○議長 「追加議案第2号 足寄町農業委員会会長職務代理者の互選について」を議題とします。

それでは、説明します。

事務局長。

○事務局長 ただいま議題となりました追加議案第2号、足寄町農業委員会会長職務代理者の互選について、ご説明申し上げます。

追加議案第1号の同意により、会長職務代理者が欠員となりますことから、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長職務代理者は委員の互選をした者が、その職務を代理することになっておりますので、会長職務代理者の互選をお願いします。

○会長 ただいまから、会長職務代理者の互選を行います。お諮りします。互選の方法は、どのようにいたしますか。

(指名推薦の声あり)

○議長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。

令和8年度第15回足寄町農業委員会総会
を閉会します。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認め、互選の方法は指名推薦といたします。

指名される方をお願いします。

3番 上妻委員。

○3番 大平委員を推薦します。

○議長 大平委員との発言がありましたが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。大平委員を会長職務代理者に決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員の挙手)

○議長 全員の挙手です。よって、足寄町農業委員会会長職務代理者は、大平哲信委員に決定しました。なお、任期は令和8年6月1日からといたしますのでご了承願います。

それでは、大平委員から当選承諾と就任のご挨拶をお願いします。

○会長職務代理者 会長職務代理者の命を受けました大平哲信です。よろしく願います。松田会長のもと、会長をささえるように会長職務代理者として、やっていきたいと思えます。

皆様のご協力をよろしくお願いします。

○議長 続きまして、先ほど欠番議席となりました11番に職務代理者となりました大平哲信委員を当てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○会長 異議なしと認めます。よって大平哲信職務代理者の議席は11番と決定いたしました。なお、大平哲信職務代理者の元議席でありました8番は、欠番とすることにいたします。

(閉 会)

○議長 以上で、本総会に付議されました議案の審議は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

午後 2時11分 閉会

第15回総会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

議 長 松田 博幸

農業委員 遠国 和宏

農業委員 人見 華代
